

# 社会人3年以上のみなさん、いますぐチェック！

「専門実践教育訓練給付制度」厚生労働大臣指定講座

専門性を高めてさらなる**キャリアアップ**！

**歯科技工士免許取得のチャンス**です！！

「社会人特別枠推薦」で入学すると**最大70万円**の学費減免



※学費総額には教科書、教材、白衣、実習機材費、研修旅行など在学中のすべての費用の概算です。

そして「専門実践教育訓練の給付金」対象者の場合

例えば講座A(通学・2年制)を受講終了後に資格取得・就職した場合



**すべて該当すると学費総額が半分にになります！**

さらに訓練期間中、失業状態となる方で

「教育訓練支援給付金」対象者の場合

(例)月給20万円 30歳未満 被保険者期間5年

20万円  
【離職前の給与】

約14.5万円  
【基本手当】

11.6万円/月額  
【支援給付金】

離職前の月額基本給の50%相当(上限あり)が受講中に支給される

※ 初回需給の場合、雇用保険の被保険者期間が通算2年以上(当分の間)ある方

※ 教育訓練給付制度「専門実践教育訓練」等の受給要件は必ずハローワークでご確認ください。